

2012

広報

# おばま 4



《表紙》

3月で閉校する田鳥小学校で、卒業式が行われました。最後の卒業生となる4人は、12月にみずから作った若狭和紙の卒業証書を校長先生から手渡され、学びやを巣立ちました。

(3月13日)

【特集】平成24年度当初予算

平成24年度 会計別当初予算

会計名	平成24年度	平成23年度	増減率
一般会計	137億9,253万円	138億600万円	▲0.1%
特別会計	88億5,214万円	88億330万円	0.6%
国民健康保険	30億9,072万円	31億1,863万円	▲0.9%
後期高齢者医療	3億5,072万円	3億5,359万円	▲0.8%
介護保険	29億3,854万円	28億1,252万円	4.5%
簡易水道	1億1,657万円	1億739万円	8.5%
下水道	18億6,015万円	18億8,331万円	▲1.2%
農業集落排水	4億4,514万円	4億5,654万円	▲2.5%
漁業集落環境整備	5,029万円	5,026万円	0.1%
駐車場	0	2,103万円	皆減
加斗財産区	2万円	3万円	▲33.3%
企業会計(水道)	9億8,178万円	7億4,245万円	32.2%
合計	236億2,645万円	233億5,176万円	1.2%

# 平成24年度当初予算

平成24年度の当初予算が決まりました。

第5次総合計画の目指す将来像である『「夢、無限大」感動おばま』の実現に向けて、オール小浜体制によるスピード感のある施策推進を図るため、市民生活の安心・安全の確保、地域力を結集した協働のまちづくりの推進をはじめ、さまざまな事業に積極的に取り組みます。

将来に向けたまちづくりを着実に進めるため、限られた財源を効果的、重点的に配分し、ソフト事業を中心にきめ細かく予算付けを行うなど、メリハリをつけた内容としました。そして、持続可能な健全財政の確立のため、人件費の削減や市債の抑制を行い、3年連続で財政調整基金(貯金)を取り崩すことなく予算を編成しました。

一般会計は、137億9,253万円、前年度比0.1%減と前年度とほぼ同規模、特別会計は、88億5,214万円、前年度比0.6%増、企業会計(水道事業会計)は9億8,178万円、前年度比32.2%増になりました。

■問い合わせ 財政課 ☎内線332

**予算のポイント**

歳入は、固定資産の評価替えなどによる市税の減少が見込まれます。歳出では、生活保護費などの社会保障経費をはじめ、杉田玄白記念公立小浜病院組合、若狭消防組合への負担金がピークを迎えます。

今後も厳しい財政状況が続くと予測されることから、第5次行財政改革大綱や中期財政計画により、人件費や新たな借金の抑制を着実に実行するとともに、事業評価に基づき、46事業の整理統合を進めました。

また、第5次総合計画を着実に推進するため、市民協働を念頭に置いた「予算特別枠」を設けて、防災・観光・産業・人づくり関連のソフト事業を中心とした予算を盛り込むなど、合わせて35事業を新規事業として立ち上げました。

市民生活の安心・安全の確保に向けた取り組みでは、防災行政無線の整備、市内各所に避難施設などの

ハザード情報を掲載した掲示板の設置、小浜中学校北館改築事業などを行います。

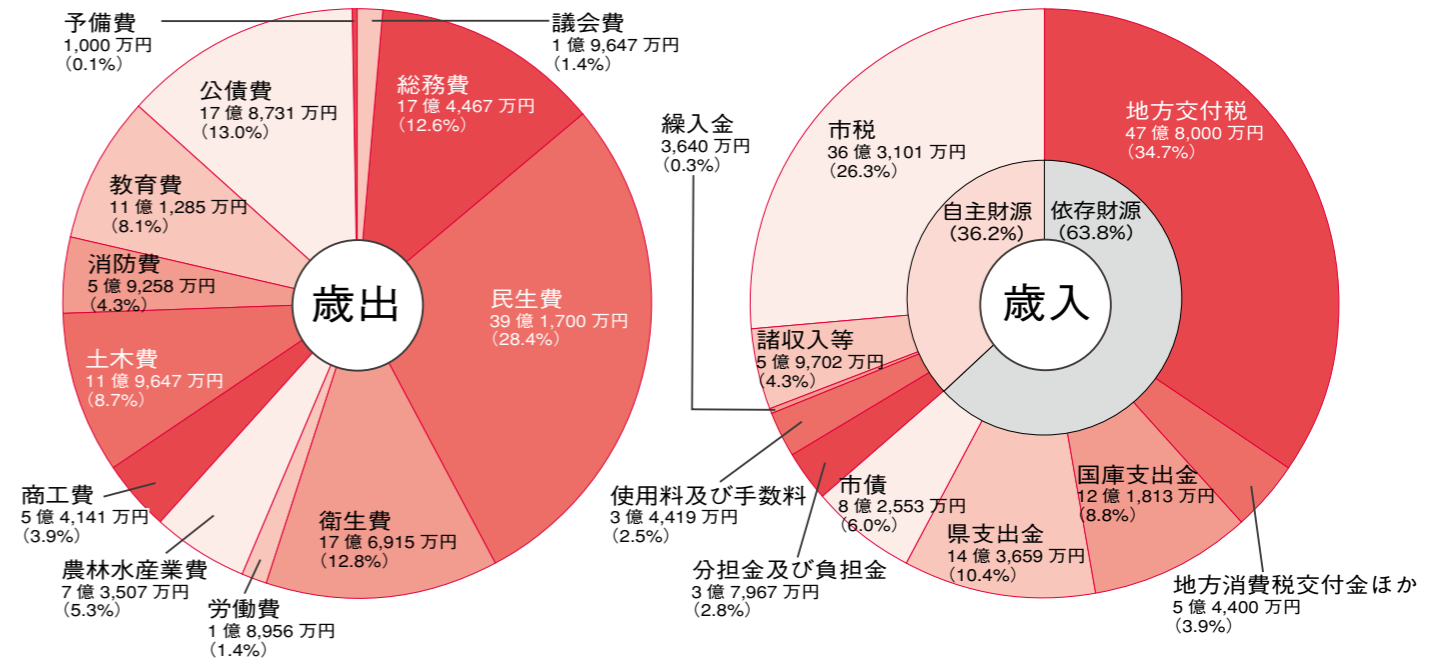
市民協働のまちづくりに向けた取り組みでは、3月に策定した協働の基本指針(ガイドライン)の周知をはじめ、意識啓発、人材育成、環境づくりを行うことにより、市民・団体などの市政への積極的な参画を図っていきます。

社会福祉の充実に向けた取り組みでは、子育て中の親の負担軽減のための子ども医療費助成、世代間交流やボランティア活動などの社会参加を通じた、高齢者の生きがい・健康づくりの推進、障がい者が地域で安心して暮らせるように関係機関と連携した障がい福祉サービスの提供を行います。

今後も、市民の皆さんに市の財政状況をお伝えしながら、『「夢、無限大」感動おばま』の実現に向けたまちづくりを推進していきます。

## 一般会計 137億9,253万円

※歳入と歳出は千の位を四捨五入しているため、合計額は総額と一致しません



**公債費**  
借金の返済  
56,587円  
(前年度比2,175円減)

**教育費**  
学校教育、社会教育、体育施設の維持管理など  
35,233円  
(前年度比7,846円減)

**土木費**  
道路、河川、公園の整備や維持管理など  
37,881円  
(前年度比635円増)

**商工費**  
商工業の振興、観光事業など  
17,141円  
(前年度比73円増)

**農林水産業費**  
農業、林業、水産業の振興など  
23,273円  
(前年度比49円減)

**衛生費**  
環境保全、ごみ処理など  
56,012円  
(前年度比4,295円増)

**民生費**  
障がい者、高齢者、児童の福祉など  
124,015円  
(前年度比1,282円増)

**総務費**  
税務事務、防災、戸籍事務など  
55,237円  
(前年度比4,599円増)

市民1人当たりの予算  
**436,680円**  
(前年度比2,747円増)  
※人口は3月1日現在31,585人で計算

一般会計予算は市民1人当たりになると次の金額になります

## 4 食育の推進

### 食育ガイドの作成に

166 万円

食を通じた健康増進のためのわかりやすい指針として「元気食生活実践ガイド」を作成します

### 食育ツーリズム誘客促進に

141 万円

「キッズ・キッチン」と収穫体験を組み合わせたなど、滞在型体験メニューをパッケージ化して中京、京阪神に PR 活動を展開します

### 健康で元気な土づくりの推進に

86 万円

本市の風土に合った土づくりを研究します

### 食の教育の推進に

163 万円

食に関する体験学習などを通じて、ふるさとを愛し、誇りを持つ児童・生徒の育成に努めます

### 生涯食育の推進に

144 万円

生涯食育事業を通じて人づくりを進めます



【収穫体験（平成 23 年 10 月）】

## 5 文化の継承

### 重伝建地区保存修理に

3,417 万円

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物などの修理、修景の経費を助成します

### 文化遺産活用の推進に

233 万円

文化遺産に関わる市民団体の支援や歴史的建造物の調査などを行います

### 杉田玄白賞の実施に

150 万円

杉田玄白にちなみ、「食と医療」などの研究取り組みを表彰します

### わが町わが村お宝再発見に

296 万円

12 地区に調査員を委嘱し、地域の伝統行事や行事食を調査します

### 女性落語全国大会の開催に

290 万円

全国規模の女性落語家コンテストを開催します

### 重要遺跡の調査に

207 万円

武田氏館跡の発掘調査を実施します

### 山川登美子記念館 5 周年記念に

79 万円

山川登美子の生涯を描いた劇の制作・上演や、子どもたちが伝統文化を学ぶ「伝統文化子ども教室」の発表会などを開催します



【昨市内で開催された第 4 回ふくい女性落語大会】

## 6 観光・産業の振興

### 観光魅力のアップに

85 万円

まちのよさをアピールするイベントなどを開催し、観光客の受け入れ態勢を充実します

### 観光食材の調査・活用に

468 万円

小浜ならではの食材や料理を調査・活用し、新たな観光資源としてメニュー化につなげます

### 大相撲若狭小浜場所の開催に

300 万円

4 月 3、4 日に大相撲若狭小浜場所を開催します

### 植物工場の誘致に

1 億 5,100 万円

新たに誘致する植物工場の施設整備と経営推進に係るソフト事業の経費を助成します

### 企業誘致適地調査に

50 万円

企業誘致に適した民間遊休地や空き工場などを調査し、その情報や市・県の優遇制度などを網羅した企業誘致のガイドブックを作成します

### 信用保証料の補給金に

150 万円

小浜市中小企業振興資金の融資を受けた中小企業の信用保証料の一部を補給します



【植物工場立地予定地（多田）】

## 7 環境保全の推進

### 再生可能エネルギーの調査研究に

56 万円

再生可能エネルギーの先進事例などを情報収集・研究し、取り組みの可能性を探ります

### 地下水利用実態の調査に

88 万円

上水道区域内の井戸の利用実態を調査します

### 環境エネルギー教育の支援に

110 万円

教育機材の購入、講演などを通じ、環境エネルギーについて児童・生徒の理解を深めます

### 次世代自動車導入に

417 万円

電気（EV）自動車を導入し、周知することで、環境保全意識を高めます



【次世代電気自動車】

# 予算の主な使い道を紹介します 赤文字は新規に取り組む事業です



## 1 市民生活の安心・安全の確保

### 防災行政無線の整備に

2 億 4,200 万円

同報系デジタル防災行政無線を整備します

### まちなかハザードマップの整備に

220 万円

市内各所に海拔や避難施設などのハザード情報を掲載した標示板を設置します

### 自主防災組織活動の支援に

30 万円

自主防災組織が取り組む防災訓練などの活動経費を助成します

### 災害ボランティア体制の整備に

5 万円

災害ボランティアセンター連絡会を立ち上げ、災害ボランティア活動の推進に取り組みます

### 小学校施設耐震化の推進に

2,172 万円

小学校の耐震補強工事のための補強計画、実施設計業務を行います

### 小浜中学校北館の改築工事に

5,395 万円

小浜中学校の北館を改築します（最終年度）

### 内水ハザードマップの作成に

3,000 万円

浸水予想区域や避難場所などの地図を作成します



【改築中の小浜中学校北館】

## 2 市民協働のまちづくり

### 「地域の夢」サポーター制度の導入に

15 万円

地区に地域職員を配置し、行政との橋渡しを行います

### 協働の推進に

76 万円

協働の基本指針の周知や協働のまちづくりの情報発信、課題解決型市民提案事業を実施します

### 夢づくりコミュニティ活動の支援に

500 万円

各地区の「まちづくり委員会」の活動費を助成します

### 夢づくり市民活動の支援に

50 万円

ボランティア、市民活動団体の活動に消耗品などを現物支給します

### いいとこ小浜づくり活動の支援に

200 万円

まちづくり活動団体の活動費を助成します

### ふるさとづくりの支援に

186 万円

公民館と地域住民との協働で地域資源や特色を生かした取り組みを行います

### 市民協働の地域環境づくりに

750 万円

PTA や地区の奉仕活動に原材料などを現物支給します



【いいとこ小浜づくり活動支援事業（化石採集）】

## 3 市民生活の向上

### 「認定こども園」の改修に

4,000 万円

平成 25 年 4 月の「認定こども園」開園に向けて、小浜第一保育園と小浜幼稚園を改修します

### 新今富公民館の建設に

8,968 万円

新今富公民館の設計、測量、土地造成を行います

### 子宮頸ガン等ワクチン接種の促進に

2,155 万円

子宮頸ガン予防ワクチンなど、3 つのワクチン接種費用を全額助成します

### 子どもの医療費助成に

6,503 万円

中学校修了までの医療費を助成します（中学生は市民税所得割非課税世帯に限ります）

### 高齢者の生きがい、健康づくりに

100 万円

世代間交流などの社会参加を通じ、高齢者の生きがい、健康づくりを推進します

### 障がい者の自立支援に

5 億 4,509 万円

医療費助成など障がい福祉サービスを提供します

### 道路・橋の整備に

2 億 1,010 万円

生活基盤安定のため、道路・橋を整備します

### 小中学校通学費の助成に

596 万円

あいあいバスや JR を利用している児童・生徒に通学費の一部を助成します

### 小中学校スクールバス運行に

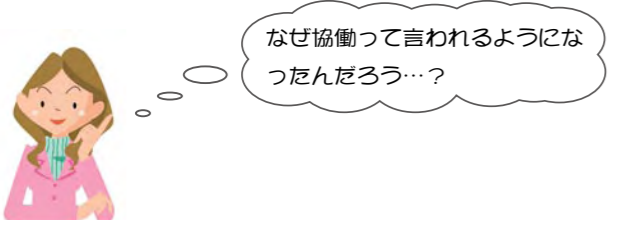
1,053 万円

公共交通機関が運行していない地区にスクールバスを運行します



【立て替え予定の今富公民館】

## なぜ協働が必要なの？（協働の必要性と効果）



### ①社会環境の変化と市民ニーズの多様化・高度化

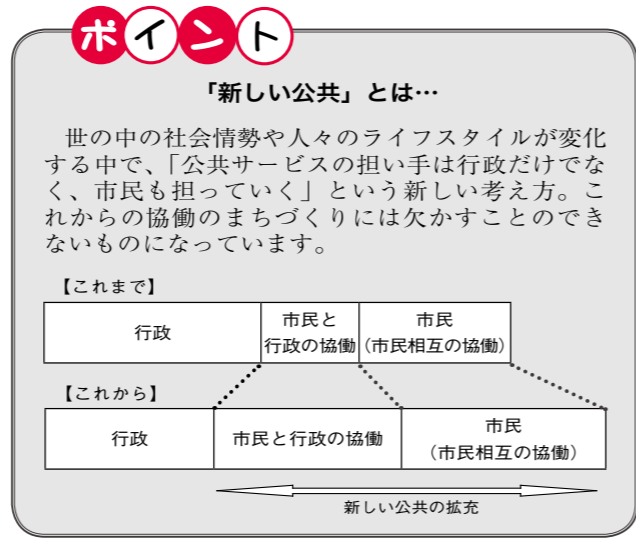
少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化および産業・雇用環境などの社会環境が激変する中で、自治体経営が厳しい状況に追い込まれ、また、行政への市民のニーズが多様化・高度化しています。

### ②求められる「協働」のまちづくり

行政だけのまちづくりには限界があり、また、市民のまちづくりに対する関心が年々高まっているため、今後は、市民・団体・事業者・行政が協働の観点に立って、それぞれの特性を活かして個性溢れる魅力あるまちづくりを実現することが求められています。

### ③協働することで得られる効果

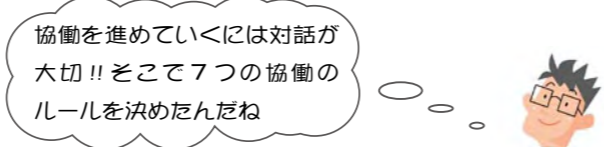
市政やまちづくりへの関心が高まり、市民活動や地域活動に参加・参画する機会が増えることで、まちづくりに対する市民意識の向上や能力の発揮を通じた住民主体のまちづくりが実現します。



## 協働を行うときのルールは？（協働の原則）

### 対等の原則～どちらも主役

市民活動団体等と行政は、共通の地域課題を解決するため、それぞれが上下関係でなく、対等の関係を保つ必要があります。



### 自主・自立の原則～良好な関係を保つために

市民活動団体等と行政は、それぞれが自己決定、自己責任のもとで活動する組織であることを踏まえ、その自主性を妨げないようにするとともに、どちらかに依存することなく、お互いに自立した関係を保つ必要があります。

### 補完の原則～足りない部分は助け合い

市民活動団体等と行政は、それぞれが単独で事業を行うよりも協働で行うことで、より効果的な事業実施が可能となることから、それぞれの長所を活かし、足りない部分を補いながら事業に取り組む必要があります。

### 相互理解の原則～お互いを知り、責任を持つ

市民活動団体等と行政は、お互いの立場や特性の違いを十分理解したうえで、それぞれの果たすべき役割や責任分担等を明確にし、よりよい協働関係を構築する必要があります。

### 評価の原則～次への第一歩

市民活動団体等と行政は、お互いに理解し、効果的な協働を推進するために、協働で行った事業の評価を行う必要があります。

### 目的共有の原則～めざすところは一緒

市民活動団体等と行政は、何のために協働するのかという目的を共有し、それぞれの活動目標を定め、その達成に努める必要があります。

### 公開の原則～開かれた関係

市民活動団体等と行政は、お互いが持つ情報などを積極的に公開し、透明性が高く、開かれた組織をつくる必要があります。併せて、協働に関する情報を広く市民に公開していく必要があります。



# 協働のまちづくりへのステップ

## ～協働のまちづくり基本指針を策定～

この指針は「協働」のまちづくりを進めていくための基本的な考え方や方向性を明らかにし、本市が進めるまちづくりの「道標」になるものです。

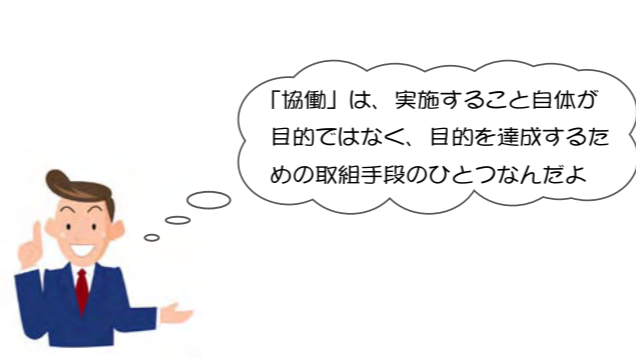
今後は、市民・団体・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、お互いが対等な立場で理解し、認め合い、あらゆる情報を共有しながら、いっしょになって取り組んでいく「オール小浜体制」によるまちづくりをめざします。

■問い合わせ  
市民協働課の内線372

本市がめざしている「協働」のまちづくりを積極的に進めるため、「小浜市協働のまちづくり基本指針」を策定しました。

市長と夢トーク

## 協働って何だろう？（協働の定義）



**協働とは**

将来の夢に向かって、わたしたちの小浜をよくするため、市民・団体・事業者・行政が対等な立場で、互いに知恵や力を出し、責任を共有しながら、協力して活動することです。

**ポイント**

さあ、小浜市オーケストラの始まりです！

協働のまちづくりは、みんなで美しい音楽を奏でるオーケストラに似ています。市民の皆さんも行政も、「小浜市オーケストラの一員」です。奏者には、いろいろな役割があります。華やかな金管楽器を演奏する人、リズムカルな打楽器を演奏する人、優しく力強い木管楽器を演奏する人など…

一人ひとりがそれぞれの特性を最大限に発揮し、互いに信頼しあい、協力して責任を果たすことによって、美しいハーモニーが生まれ、素敵な音楽を奏でることができます。

また、楽しく演奏しているところに聴衆も入り、ステージを一体感のあるものにし、感動を共に分かち合うことが、まさに協働のまちづくりです。

市民の皆さん一人ひとりが主役です。みんなが奏でるハーモニーで、そして、一体感により小浜市を素敵な音色で包みましょう。



## これからどのように取り組んでいくの？（協働の推進）



協働のまちづくりを進めるために、次のような取り組みを行っていきんだね

### ■主な取り組み

## 意識改革と人材育成

### 市民

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の醸成をさらに進めるため、暮らしているまちをどうしたらもっと住みやすくなるのか、それに向かって自分たちは何ができるのか行政といっしょに考えます。

また、市民一人ひとりの力がまちを動かしていくことを意識し、積極的にまちづくり活動に参画します。

### 行政

人材の発掘や育成を図るため、市民活動団体等との交流や共通課題の解決に向けた研修などを行います。

また、市民、職員への協働の意識啓発を図るため、協働のまちづくりの周知や研修会を実施します。

## 推進体制の整備・充実

### 行政

協働の具体的施策を進めるため、協働事業を行うための相談・窓口を充実させるとともに、関係部局との連携を図ります。

また、地域との密接な連携を深めるために、地域との連絡・調整など、行政と地域をつなぐ制度を整備します。

## 情報提供・情報共有

### 市民

積極的に活動目的や内容、団体に関する情報を発信するとともに、得た情報を有効に活用します。

また、市民活動団体等の相互の連携を図るため、情報や意見の交換の場を設定します。

### 行政

市民活動団体等と行政がそれぞれ持っているまちづくりや協働に関する情報を提供、共有するため、市政広報、市公式ホームページなどさまざまな広報媒体を活用します。

また、市民活動団体同士の情報交換を支援するため、意見交換会の開催や小浜版地域SNS（愛称「OBAMA ふう！」）の充実に努めます。

※ **市民** …市民活動団体等の取組み **行政** …行政の取組み

## 協働を推進するための環境づくり

### ①協働のネットワークづくり

#### 市民

成熟した市民活動団体等は、積極的に公益活動やまちづくり活動に取り組み、専門性を活かして、市の業務の一部を担います。

#### 行政

市民活動団体等の活動促進を図るため、NPO 法人や成熟した市民活動団体等に対し、高い効果が期待できる事業の委託を進めます。

### ②地域協働型まちづくりの推進

#### 市民

区長会、老人クラブ、婦人会、青壮年会など、さまざまな団体等で構成される地縁型の組織は、地域における課題の解決などに向けて主体的に行動します。

また、専門的なアドバイスやノウハウの習得が必要なときは、より暮らしの現場に近く、専門性を持って活動する目的型の市民活動団体等と連携します。

#### 行政

地域ごとの特性や地域住民の意向を尊重しながら、地域の夢づくりや地域課題の解決等に必要支援を行います。

また、必要な人材、情報、ネットワーク、財源等の地域資源を地域社会で確保する仕組みづくりを考えます。

## 協働事業の評価と基本指針の見直し

### 行政

協働のまちづくり市民会議において、協働事業の検証、評価および改善等に努めるとともに、基本指針の見直しを行います。

### ポイント

#### 協働のまちづくり市民会議とは…

地域力を結集した協働のまちづくりを推進するにあたり、市民・団体・事業者・行政の協働のあり方や進め方などの調査、検討を行う組織です。また、協働のまちづくりを進めるための施策を検討し、今後、進捗状況の検証、評価および改善等を行います。



## どういうものが協働なの？（協働の範囲・形態）

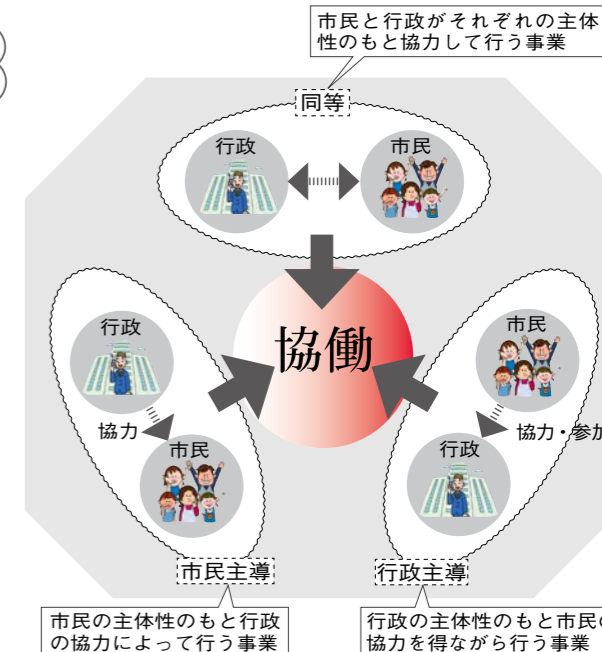
### ■協働の範囲



市民と行政の協働の関わりは3つのパターンにわかれるんだね

市民の範囲			行政の範囲	
①	②	③	④	⑤
主に市民の責任と主体性により行われるべき領域	市民の主体性のもと行政の協力によって行われるべき領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われるべき領域	行政の主体性のもと市民の協力を得ながら行われるべき領域	主に行政の責任と主体性により行われるべき領域
【市民主体】	【市民主導】	【同等】	【行政主導】	【行政主体】

出典：山岡義典氏「時代が動くとき—社会の変革とNPOの可能性—（ぎょうせい）を一部加工



### ■協働の形態



協働の形態はこんなにあるんだね

#### ①事業委託

行政が主体的に行う領域において、市民活動団体等の特性を活かすことで、より効果的な実施が可能であると認められる場合に、市民活動団体等に事業の実施を委託する。

#### ②補助

市民活動団体等が主体的に行う領域において、公益上必要であると認められる場合に、行政が財政的支援を行う。

#### ③物的支援

公益性の高い活動を行う市民活動団体等に対し、空き施設を提供したり、活動に必要な物品や用具等を支援する。

#### ④実行委員会等

市民活動団体等や行政など、その事業実施の責任を担うものが新たな主催団体を組織し、事業の企画、立案、運営などを行う。

#### ⑤共催

市民活動団体等と行政が共に主催者となって事業を行う。



#### ⑥事業協力

市民活動団体等と行政が協力して、一定期間、継続的に事業を実施する。

#### ⑦後援

市民活動団体等が行う事業に対して、行政が名義後援など、財政的支援以外の支援を行う。

#### ⑧政策提言・企画立案

市民活動団体等と行政が、政策立案や事業企画を行うにあたって、お互いの提言や意見などを取り入れる。

#### ⑨情報提供・情報交換

市民活動団体等と行政が、それぞれ持っている情報の公開や提供、意見交換などを通じて、情報を交換する。また、同じ思いの市民活動団体同士の情報交換を行政が支援をする。

# 第5期介護保険事業計画を策定

市では、高齢者への福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営のため、「小浜市老人福祉計画および第5期介護保険事業計画」を策定しました。

高齢者の実態を調査した「小浜市日常生活圏域高齢者ニーズ調査」の結果を交えて、計画の概要や介護保険料についてお知らせします。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 163

## ニーズ調査

平成23年2月、市内の65歳以上1000人を対象に、「小浜市日常生活圏域高齢者ニーズ調査」を行いました（回答は857人）。

この調査は、高齢者の生活状況や健康、介護保険などについて、実態やニーズを把握し、「小浜市老人福祉計画および第5期介護保険事業計画」の基礎資料として使われました。調査結果の一部をお知らせします。

◆生活状況について  
「どのようなことを手助けしてほしいか」についての質問では、「必要ない」が31%と最も多いのですが、その次に「買い物や医者に行くための送迎」や「相

談、話し相手」が高くなっています。介護保険サービスだけでなく、高齢者福祉サービスを活用した、日常生活を支援する体制を整えることが求められています。

◆社会参加について  
高齢者の地域参加についての質問では、「参加していない」が36%と最も多くなっており、年齢が上がるにつれて、その割合は高くなっていきます。

高齢者が生きがいを持って過ごせるよう、交流や健康づくりの場づくりや介護予防事業の充実が求められています。

◆介護保険について  
介護が必要な状態になっ

た場合、半数以上の人が「家族の負担が大きくなること」を不安に思っています。また、介護が必要になった際に希望する介護の形態としては、「家族中心の介護や介護保険サービスなどを利用した自宅での生活」などが、在宅介護を希望する人が増えているため、在宅介



栄養バランスを考えた料理教室

## 社会参加を心掛けています

ないとう ていじ  
内藤 定治さん（中村・87歳）

4年前から月2回、健康管理センターの健康教室に参加していますが、とにかく、動くことが大好きで、毎日のウォーキングや週2回の卓球などもしていますよ。そのおかげで、この年になっても元気でいられますし、現在でもほとんどのことは一人でできますね。

運動だけでなく、地区の老人会などにも積極的に参加しています。人間、「することがない、行くところがない」になると、生きがいがなくなってしまいますからね。これからも、喜んで参加していきたいですね。

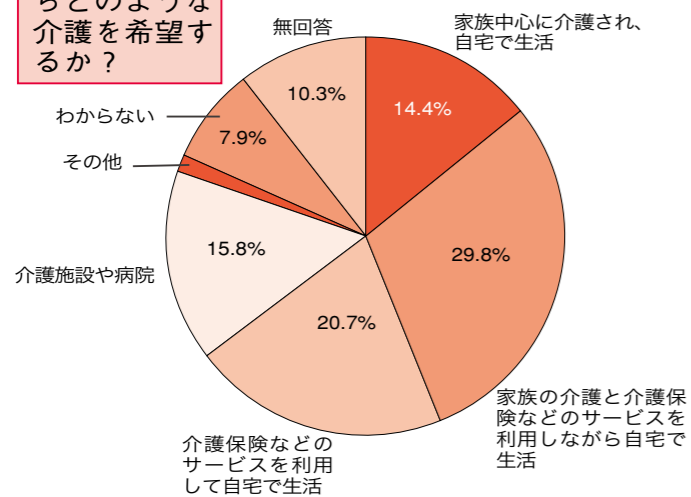
## 計画を策定

市では、平成21年3月に「小浜市老人福祉計画および第4期介護保険事業計画（小浜市新こすもすプラン2011）」を策定して、福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な運営などに取り組んできました。介護保険法と老人福祉法の規定により、3年ごとに計画の見直しや義務付けられていることから、平成24年度からの3年間の高齢者福祉施策や介護保険サービスの見込み量などを盛り込んだ「小浜市老人福祉計画および第5期介護保険事業計画」を策定しました。

基本理念を前計画と同様に「地域の仲間と築く生きがいあふれる安心のまちづくり」とし、地域住民と行政の協働による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進します。

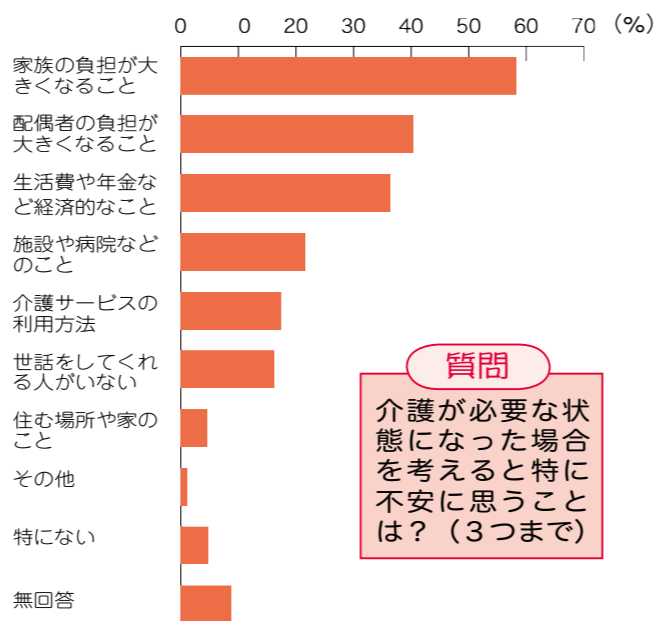
### 質問

介護の必要な状態になったらどのような介護を希望するか？



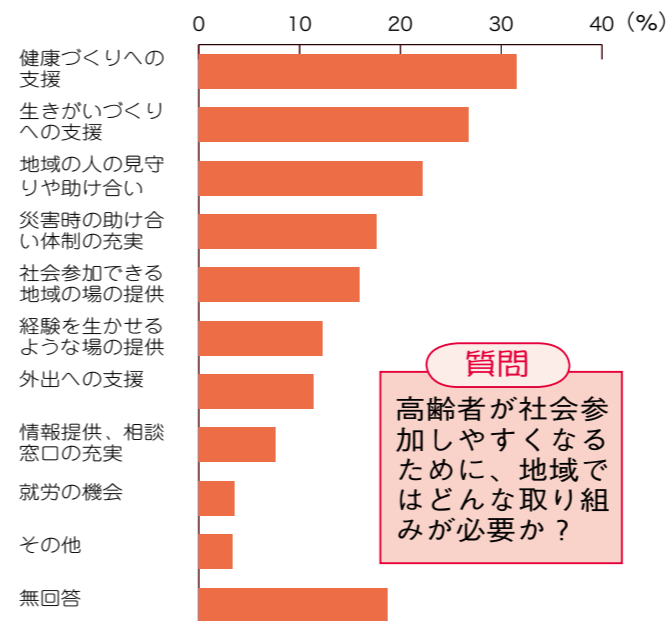
### 質問

介護が必要な状態になったら特に不安に思うことは？（3つまで）



### 質問

高齢者が社会参加しやすくなるために、地域ではどんな取り組みが必要か？



## 日常生活圏域高齢者ニーズ調査



健康教室の様子（健康管理センター）

## 基本方針

次の3つの基本方針に基づき、今後3年間の介護保険事業を推進していきます。

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくり」

地域包括ケアのより一層の充実を目指し、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される体制づくりに取り組みしていきます。

「元気で活躍できる生きがいにあふれた地域づくり」

さまざまな学習・文化・芸術・地域活動などの機会を確保し、社会参加しやすい環境整備を進め、高齢者の生きがいづくりを支援します。

「元気で活躍できる生きがいにあふれた地域づくり」

## 介護保険料を改定

第1号被保険者（65歳以上）の保険料額は、市で定めています。平成24年度から同26年度までの保険料額は、3年間の介護サービス量を見込み、基準額を4800円から5200円に改定しました。

保険料額の増加は、国の制度改正で第1号被保険者の負担割合が20%から21%に変更されたことや1.2%増の介護報酬の改定、サービス利用者の増加などが要因です。

今回の改定で、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定するため、負担段階を9段階から13段階にしました。

この見直しで、低所得者の負担増に配慮する一方で、高所得者の保険料の負担割合を上げさせていただくこととなります。

高齢者の介護を社会全体で支え合うという制度の趣旨と介護保険の健全な運営にご協力をお願いします。

「自立し、尊厳を持って住み続けられる社会の実現」

高齢者が介護を必要とする状態になった場合でも、尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるよう、相談体制や権利擁護体制の整備など高齢者の権利擁護を推進します。

「自立し、尊厳を持って住み続けられる社会の実現」

## 進む高齢化社会

日本では、世界的に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、4人に1人が65歳以上となる「超高齢社会」の到来が目前となっています。

本市でも、65歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が65歳を迎えることから、平成25年度以降、急速に増加します。平成26年には、8800人を超え、総人口に占める割合は28.8%と推定されます。これは、3.5人に1人が高齢者ということとなります。

## 小浜市の現状

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月にスタートしました。その間、さまざまな介護サービスが生まれ、要介護者の身体に応じたサービスが提供され、高齢期を支える基礎的な社会システムとして定着してきました。

平成23年度の介護保険給付費と予防給付費の合計額は、25億4900万円（見込み）と同22年度と比べると、9800万円程度の増加を見込んでいます。

高齢化が進む中、要介護認定者が増加し、これに伴い、給付費も増加しています。

給付費が増加していく中で、制度を持続するためには、介護予防の取り組みや介護認定、サービス提供の適正化など、介護保険事業の安定的な運営が必要になります。

## 平成24～26年度介護保険料

対象		平成24～26年度				平成21～23年度（参考）		
		新段階	保険料月額（円）	保険料年額（円）	基準額に対する割合	旧段階	保険料月額（円）	保険料年額（円）
課税状況	本人の課税年金収入額・合計所得金額の合計額							
生活保護受給者	—	1段階	2,600	31,200	0.50	旧1段階	2,400	28,800
世帯全員が 市民税非課税	80万円以下	2段階	2,600	31,200	0.50	旧2段階	2,400	28,800
	80万円超 120万円以下	3段階 (3-1)	3,640	43,680	0.70	旧3段階	3,600	43,200
	120万円超	3段階 (3-2)	3,900	46,800	0.75			
世帯に市民税 課税者がいるが 本人は非課税	80万円以下	4段階 (4-1)	4,730	56,760	0.91	旧4段階	4,360	52,320
	80万円超	<基準額> 4段階 (4-2)	5,200	62,400	1.00	旧5段階	4,800	57,600
本人が 市民税課税	合計所得金額 125万円未満	5段階	6,030	72,360	1.16	旧6段階	5,560	66,720
	合計所得金額 125万円以上 190万円未満	6段階	6,500	78,000	1.25	旧7段階	6,000	72,000
	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	7段階	7,800	93,600	1.50	旧8段階	7,200	86,400
	合計所得金額 300万円以上 500万円未満	8段階	9,100	109,200	1.75			
	合計所得金額 500万円以上 800万円未満	9段階	10,400	124,800	2.00	旧9段階	8,400	100,800
	合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	10段階	11,700	140,400	2.25			
合計所得金額 1,000万円以上	11段階	13,000	156,000	2.50				

### ◆給付費・利用者数の見込み

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費＋予防給付費	25億4,900万円	26億1,100万円	26億4,400万円	26億7,300万円
居宅サービス費	14億7,900万円	15億500万円	15億3,800万円	15億6,700万円
施設サービス費	10億7,000万円	11億600万円	11億600万円	11億600万円
居宅系サービス利用者数	1,002人	1,021人	1,037人	1,055人
施設・居宅系サービス利用者数	412人	437人	437人	438人

### ◆人口、被保険者数、認定者などの推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	32,148人	32,006人	31,642人	31,433人	31,122人	30,807人
高齢化率	27.1%	27.1%	27.0%	27.2%	27.9%	28.8%
第1号被保険者数	8,726人	8,685人	8,550人	8,549人	8,697人	8,877人
要介護、要支援認定者	1,574人	1,582人	1,623人	1,643人	1,674人	1,708人
認定率	18.0%	18.2%	19.0%	19.2%	19.2%	19.2%

## ～田烏小学校の歴史～

明治	7	田烏区の永源寺、法楽寺を仮校舎として開校
	26	校舎を改築し、培養小学校と改称
	35	第三内外海尋常小学校と改称
	39	田烏尋常小学校と改称
大正	15	田烏尋常高等小学校と改称
	16	内外海村立田烏国民学校と改称
昭和	22	内外海村立田烏小学校と改称し、内外海村立田烏中学校分教場を小学校に併設
	26	小浜市立田烏小学校と改称し、小浜中学校田烏分校を併設。新校舎完成（2代目）
	46	小浜中学校田烏分校は本校に統合
	55	現在の校舎完成
	平成	22
24		内外海小学校と統合し、閉校

しみず みな  
清水 三奈さん  
(6年生)



田烏小学校が閉校するのはさみしいですが、6年間通った思い出がいっぱい詰まったこの小学校の卒業生になれることはうれしいです。

5年生以下は4月から内外海小学校に行きますが、田烏で学んだことをいつまでも忘れずに、新しい小学校でも頑張りたいです。

### 児童にインタビュー (3月8日取材)



たかとり しゅうた  
高鳥 秀太さん  
(5年生)

4月から新しい小学校の生活は、大人数になって慣れないこともたくさんあると思います。僕たち5年生が下級生をしっかり引っ張っていきたいです。

田烏小学校の卒業生になることはできませんでしたが、田烏で体験したことなどを胸に秘め、頑張りたいです。



# 138年間の歴史に幕 「田烏小学校」

二条院讃岐姫の詠った「沖の石」を含む若狭湾や、周囲が山々に囲まれた田烏区。豊かな自然の中に「田烏小学校」があります。

同校は、明治7年に区内にある永源寺、法楽寺を仮校舎として開校したのが始まりで、培養小学校や第三内外海尋常小学校などと改称されてきました。

昭和26年に小浜市が誕生したとき、名称を「小浜市立田烏小学校」として現在に至っています。

同校は、田烏区のみを校区としています。現在の全校児童数は15人。漁業や民宿業が盛んだったころには100人を超えていたこともありましたが、近年は20人前後で推移しています。同校では、小規模校であ

る特性を生かし、さまざまな校外活動を授業に取り入れてきました。若狭湾での遠泳大会や、海岸線をカヌーで巡るシーカヤック体験など自然あふれる体験授業のほか、区内の高齢者の家を訪問したり、区内の名人からサバのなれずし作りを教わり、奈良市でPRするなど地域に密着した教育も行われていました。

同校は、教育の場、地域住民との交流の場として重要な役割を果たしていましたが、少子化など社会情勢の影響で、内外海小学校との統合が行われることになりました。平成24年3月で138年の歴史に幕を下ろすことになり、3月18日に閉校式が行われました。



## 田烏小学校 校歌

一 歌書にも著き 沖の石  
古き文化の恵み受け  
未来へ磨く 智と心  
学ぶわれらの  
われらの田烏校

二 山の青さよ潮の香よ  
ひびく船音高らかに  
競いて鍛えん この身体  
鍛えるわれらの  
われらの田烏校

三 若狭の海を池として  
久須夜の岳を築山に  
七つの海へ湧く大志  
伸びゆくわれらの  
われらの田烏校





## ～狂犬病の予防注射～

とき	ところ	時間
4/26 (木)	丸山ふれあい会館	9時00分～9時10分
	奈胡公会堂	9時20分～9時30分
	羽賀ふれあい会館	9時40分～9時50分
	熊野ふれあい会館	10時00分～10時10分
	次吉集会所	10時20分～10時30分
	慶林寺(栗田)	10時40分～10時50分
	高塚集落センター	11時00分～11時10分
	太良庄公会堂	11時10分～11時20分
	漁協田烏支所	13時30分～13時50分
	福寿寺(矢代)	14時05分～14時10分
	蓮性寺(阿納)	14時20分～14時25分
	常福寺(西小川)	14時40分～14時50分
4/27 (金)	堅海公会堂	15時05分～15時20分
	内外海児童センター	15時40分～16時00分
	本保生活改善センター	9時00分～9時10分
	大谷ふれあい会館	9時20分～9時30分
	新保ふれあい会館	9時40分～9時50分
	小北集落センター(加茂)	10時00分～10時10分
	新平野駅	10時20分～10時30分
	松永公民館	10時40分～11時00分
	門前バス停	11時10分～11時20分
	遠敷児童センター	13時00分～13時30分
	遠敷公民館	13時40分～13時50分
	金屋公会堂	14時00分～14時10分
5/10 (木) 【予備日】	神宮寺仁王門	14時20分～14時30分
	長瀬バス停(下根来)	14時40分～14時45分
	旧駐在所(荒木)	9時00分～9時10分
	口名田公民館	9時25分～9時35分
	今富公民館	9時50分～10時00分
	遠敷公民館	10時15分～10時25分
	松永公民館	10時35分～10時45分
	宮川公民館	11時00分～11時10分
	丸山ふれあい会館	13時00分～13時10分
	西津公民館	13時20分～13時30分
	若狭ふれあいセンター	13時40分～13時50分
	中央公民館	14時00分～14時10分

**飼い犬には狂犬病予防注射を**

狂犬病の予防注射は、狂犬病予防法に基づき、年1回義務付けられています。飼い主は必ず受けさせてください。(日程は次表のとおり)

【対象】生後91日以上の犬(室内犬、老犬も含む)

【料金】2350円(新規の場合は別途3千円必要です)

【持参品】印鑑・料金・送付するはがき

※注射は動物病院でも受けられます

とき	ところ	時間
4/18 (水)	東勢ふれあい会館	9時00分～9時10分
	旧駐在所(荒木)	9時20分～9時35分
	J A若狭加斗支店	9時40分～9時50分
	谷田部住民センター	10時10分～10時25分
	口名田公民館	10時35分～10時50分
	五十谷住民センター(上中井)	11時00分～11時10分
	西相生集落センター	11時20分～11時30分
	東相生生活改善センター	11時40分～11時50分
	中名田児童館	13時00分～13時15分
	中名田公民館	13時25分～13時40分
	上田ふれあい会館	13時50分～14時00分
	4/24 (火)	小屋集落センター
野代ふれあい会館		14時45分～15時00分
今富公民館		15時10分～15時50分
多田集落センター		16時00分～16時20分
旧簗工業組合(福谷)		9時00分～9時20分
西津公民館		9時30分～10時00分
水取センター		10時10分～10時30分
交流ターミナルセンター		10時40分～11時00分
中央公民館		11時10分～11時40分
本境寺駐車場(小浜電田)		13時00分～13時10分
若狭ふれあいセンター		13時20分～13時50分
青井第一公園		14時00分～14時10分

**不幸な命をこれ以上増やさないために**

福井県では、毎年千匹以上の犬猫が殺処分されています。そこで県では、殺処分を減らすために新しい飼い主を捜す取り組み(譲渡会)を行っています。殺処分を減らすためには、譲渡会の実施だけでなく、健康福祉センター(保健所)での引き取り数を減らすことが重要です。

**飼い主のいない猫はどしどし減らしていこう?**

飼い主のいない猫を単に排除する(保健所などに引き取りを求める)のではなく、地域住民との共生をめざす取り組みなどが大切です。個人や行政のみの活動では、そのような猫を減らすことは難しく、地域全体で話し合うなど、地域の皆さんのご理解とご協力が必要です。

### 【相談窓口】

- ▼福井県医薬食品・衛生課  
☎0776・20・0354
- ▼若狭健康福祉センター(保健所)  
☎52・1300
- ▼市役所環境衛生課  
☎内線144



近年、犬や猫などのペットを飼う人が増えていますが、ふんの放置や放し飼い、騒音など、ペットをめぐる問題も多く発生しています。動物を飼うときは、その習性をよく理解し、他人に不快な思いをさせないように、家族の一員として最後まで面倒を見ましょう。

■問い合わせ 環境衛生課☎内線144

# マナーを守ってペットの飼育を

## ペットを飼うときは...

### 放し飼いはやめましょう

犬は、つないで飼うことが義務付けられています(福井県動物の愛護および管理に関する条例、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準)。放し飼いや綱をつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与えることがあります。犬は、必ずつないで飼いましょう。

### 猫のためにはケンカ

ケンカによる傷、病気、迷子や交通事故などを防ぐため、飼い猫は家の中で飼育しましょう。また、病気などの予防や、不幸な命を生みださないために、メスは避妊手術、オスは去勢手術を実施しましょう。

動物の遺棄・虐待は犯罪です。

不幸な命を産み出さないために、不妊去勢しましょう。

●動物遺棄を罰した場合は50万円以下の罰金  
●動物虐待を罰した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金

環境省 Ministry of the Environment

### 動物は人と同じ「命」を持っています

動物を捨てること、エサをやらな、散歩をしない、うんちなどの始末をしない、病気の動物を病院に連れて行かないなどの不適切な飼育、動物をみだりに傷つけるなどの行為は全て犯罪です。「命あるもの」に対し、責任を持った行動をお願いします。